

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年11月27日(火)
11時00分開会 11時45分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：原 紀夫
副委員長：桜井崇裕
委 員：北村光明、高橋政悦、佐藤幸一、安田 薫
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 なし
- 6 議 件
 - (1) 模擬議会の開催について
 - (2) 議会モニター制度の導入について
 - (3) 議会議員の議員報酬、期末手当及び議員費用弁償条例の一部改正について
 - (4) タブレットの導入について
 - (5) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（原紀夫）：議会活性化特別委員会を開会する。議会活性化特別委員会が始まって2年半近くなるがいよいよ佳境になり、来月の議会に報告する前段で委員会を開催して終えることになる。今日協議するのは模擬議会の関係について、議会モニター制度の導入について、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正について、タブレットの導入についての4項目を主とし、その他の意見があれば最終的に伺う。

（1）模擬議会の開催について

委員長：模擬議会開催要領案が配付されている。これは前回の委員会でのどのような模擬議会に取り組むのか、事業名、主催者、定期開催の有無、事業の主目的、参加対象者（子ども）、参加者選任方法（子ども）、参加者（議員・執行側）、模擬議会の役割、模擬議会の内容などを協議した。協議結果に基づいて、模擬議会開催要領案を事務局に作ってもらったので、この内容の協議を行う。事務局から説明をお願いします。

宇都宮係長：清水町模擬議会開催要領（執行側等との協議案）に基づいて説明をする。前回の委員会での検討結果を要領案として反映させた。ほかの市町村の例なども参照したが要領として定めているものはあまりなかったが、開催の都度作る実施要項はあり、そういうものと「議会報告会と町民との意見交換会」の開催要領を参考に作った。1番目、目的については、前回の委員会で検討したとおり、本町の議会やまちづくりに関する理解、関心を深めることを目的として実施することとした。2番目、主催については、前回の委員会で、議会が主催すると決まったが、町長部局、教育委員会などと共催若しくは協力を得て開催することができるという但し書きを追加した。3番目、開催時期については、必要に応じて随時開催することとして、時期は議会運営委員会で決定するというようにしている。ただし、開催するにあたっては、町長部局、教育委員会、学校などと協議、調整の上決定することとしている。4番目、開催場所については、議会議事堂で開催することを基本とするが、例えば模擬議会を開催するにあたって事前の学習会など事前準備を開催する場合は議場ではないところでも開催するというので、このような但し書きを入れた。5番目、参加者については、（1）の子ども議員は原則として清水中学校と御影中学校と清水高校の生徒のうち各学校長が推薦する生徒を対象としている。前回の委員会で、清水高校以外に、町外に通っている生徒も拒まないという話もしたが、その辺の規定を盛り込むのは学校との絡みもあるので入れなかったが、一応原則としてということで入れている。（2）の清水町議会においては議会議員全員出席としている。（3）の清水町からは町長、副町長、教育長及び関係課長職を基本として、執行側と協議の上決定することとしている。6番、実施内容については、模擬議会は一般質問形式で行う。高校生、中学生の両方が参加する模擬議会を開催したい場合は、それぞれ別々の日程で開催すると入れている。質問は事前通告制として、質問の提出等は概ね以下の手順で行うとして手順を記載している。①子ども議員は、質問を文書で各学校を通じて議会に提出する。②質問数は学校と協議の上、あらかじめ2問以内、3問以内とか、そういうものを設定する。③議会は、子ども議員から提出を受けた質問内容を確認して受理してその旨を各学校に通知する。④議会は、提出を受けた質問を執行側に通知して、答弁書の作成と模擬議会への出席依頼を行う。⑤執行側は、質問に対する答弁書を文書で作成し、議会に提出する。⑥議会は、答弁書を各学校を通じて子ども議員に配布する。⑦質問内容は、生徒にとって身近なまちづくり全般にわたる内容と町議会に関する内容として、建設的で提案型の質問の作成に努めるものとしている。⑧建設的で提案型の質問を作成するために、質問の提出後、答弁書作成までの事前調整を行うことができるという規定を入れている。（4）の質問の方法だが、①から⑦があり、①質問は質問台で、答弁は演壇で行う。再質問、再答弁は自席。②質問に要する時間は、各学校と協議の上、時間数を設定する。③質問に対する答弁は町長及び教育長が行うが、必要に応じて副町長、担当課長が補足答弁を行う。ただし、町議会に関する質問については議員の担当者を決めて答弁する。④が、答弁を受けた後再質問をできるようにして、最初の質問を含めて②で設定した時間以内にしてはということで記載している。⑤再質問は提案をもっとよりよいものにできないか、違う考えはないのかを主眼に建設的な議論を行うことに努めることとする。⑥模擬議会の議長は清水町議会の議長が行う。⑦模擬議会における議会議員の役割分担については、例えば町議会に関する質問に

対する答弁や子ども議員のフォローなどとして議会運営委員会で決定することとする。(5)については、模擬議会の次第を例示している。①集合、②議長あいさつ、③模擬議会開会、④一般質問、⑤閉会、⑥副議長あいさつ、⑦講評、⑧記念写真撮影、⑨解散としている。(6)について、質問内容作成のための準備事項について以下の点に配慮し、学校と協議をすることをしている。①で、質問の作成にあたってはまちづくりに関する課題の話し合いや議会の仕組み・役割、質問の作成、議事進行のルール、質問の仕方など事前学習の機会の設定ということで、事前学習も大事だということで学校の協議の中でしか決められないことだが、そういうことを記載している。②が、答弁書の提出を受けた後も本番で質問する時の再質問を検討する機会の設定だとか、①、②に関わって、学校側と議会側でどういう役割分担をするか協議するということも記載している。7番、その他として、(1) 模擬議会の周知は議会日より等で町民にも広く周知し傍聴を呼びかける。(2) 移動手段は町有バスの運行を依頼する。(3)は、傍聴の関係で受付簿を置く。(4)は、模擬議会の傍聴者等へは議事次第と質問項目の資料を配付する。(5)は、模擬議会は公開で行い、インターネットの生中継及び録画中継も実施する。(6)は、模擬議会の結果は記録としてまとめて、質問者本人と学校に配付することと、議会日より等に掲載する。(7)が、模擬議会開催後全議員で反省総括を行い、次回の模擬議会開催に生かすものとする記載している。実際、執行側や学校と協議しないと決められない部分もあるが、現時点でこのようにまとめている。

委員長：今事務局から模擬議会の開催をどのようにするのかということをして7項目説明した。説明を受けたので読む時間は必要ないかと思う。意見があれば質疑をいただきたい。分からないところも含めて何かあれば忌憚のない意見を頂戴したい。

北村委員：5番目の参加者の(1)。「子ども議員」という言い方だが、小中学生は馴染みがあるかもしれないが、高校生になって「子ども議員」という表現はどうなのか。例えば「学生議員」だとか、名称をもう少し考慮できる可能性があるかと思った。

委員長：北村委員の言われるとおり。中学生と高校生の扱いについて、高校生は子どもではなくて「学生議員」のほうが重みもあるのではないかということだろうと思うが、ほかの委員はどうか。今北村委員が言われたことは、「子ども議員」に括弧書きして「高校生については学生議員とする」と入れるということでもよいということか。

安田委員：私も「子ども議員」というところがちょっと引っかかった。高校生がいるのにと思っていたので、名称の変更か、括弧書きでもいいと思うので必要だと思う。

委員長：今言われた意見を受け入れるということではいいか。

佐藤局長：事務局の中でもその話はした。目的の部分でも「本町の将来を担う子どもたちが」と入れている。この辺も関連してくる。管内の例を見ると、高校生を対象にした議会でも「子ども議員」という名称を使っていた。大きく目的の部分で「将来を担う子どもたち」とうたっているから、「子ども議員」でいいのかという話をしていた。

委員長：今事務局から説明もらったが、この「将来を担う子どもたち」というのは広く中学生・高校生も含めて「子どもたち」という表現をしているが、ここの部分とこの5番目の子ども議員等を絡めて「将来を担う子どもたち」のところに括弧書きで「高校生を含む」と入れる必要はない。入れないで全体を含めて「子ども議員」ということで他の町村もそういう扱いをしているという話だか。

高橋委員：確かに「子ども」というと、私のイメージでは小学校までかなという感じがしないでもない。目的に「子どもたちが」というのは悪くはないが、参加者については、「子ども議員」と言うのに違和感が無いといえは嘘になる。そこを全部網羅するのであれば、模擬議会だから「模擬議員」でもいいような気もするし、子どもと言うと小学校対象のような感じだが小学生は対象になっていないというので、もう少し文言は変えたほうがすんなりいくのではないか。

北村委員：高校生の場合は18歳に達して選挙権を有する学生も含まれてしまうので配慮が必要かと思う。

委員長：今言われたように選挙権も絡んでくる。目的の中の「子どもたち」という表現をしているところと関連して文言を変えるということで、将来を担う「若者」だったら中学生も若者になる。何かいい方法はないか。確かに子どもとなると高校生の選挙権のある子、子どもは子どもだが、表現上やはりもうちょっと重たさを持たせたほうがいい部分も出てくる。目的のはいじらないで、参加者のところの「子ども議員」を(学生議員)ということ整理できないか。事務局の言うこともよく分かるがどうか。

加来議長：本来の目的は「将来を担う」という部分であるので「子ども」でいいと思うが、参加者のところ

で、「原則として、「町内中学校及び清水高校の生徒のうち」と対象者を明確に書いてあるので、「子ども議員」ということでも構わないのかと感じていた。

委員長：いろいろな見方が出てくると思うが、小学生は対象としていなく、中学生、高校生が対象者ということなので、それも含めて広く見て「子ども議員」という捉え方をしている。どうするか。

北村委員：協議の案なので、そういった考え方もあるということで、協議する執行側や教育委員会の意見も踏まえてやってはどうか。

委員長：この扱いについて意見を聞くということか。今言われたことを念頭において開催するときには前段で高校なり中学校に伺っているいろと相談をしなければならない分があるので、意見を聞いた中で判断をしていく。今の段階では「子ども議員」ということで整理をするということでしょうか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。来年度の実施に向けて、予算付けの関係もあるので執行側、学校側とも急いで協議をしなければならない事案になると思うのでよろしく願います。そのほか意見はないか。

安田委員：臨機応変な文章になっていると思うのでいいと思う。

委員長：よろしいか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。

(2) 議会モニター制度の導入について

委員町：議会モニターのほうに移る。前回協議をして、謝礼は5,000円を支給、任期は2年とすることにし、要綱(案)第12条を修正するという事になっていた。しかし、謝礼を現金で支給すると税金10.21%を控除しなければならなくなる。商品券は額面どおりの謝礼を渡すことができるということなので、このことについて再度話し合いをする。ハーモニーカード商品券を渡せば、商工振興等にも寄与するという事なので、そのほうがいいのではないかと。その辺についても協議をしたい。したがって、謝礼を商品券5,000円にするということであれば、第12条は修正しないで当初のまま整理できるが、そのようにしてよいか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。

(3) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

委員長：次に、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

佐藤局長：清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正の新旧対照表を配付している。まず条例改正について説明する。職務異動によって報酬が減額になる場合、今までは従前の月額を支給ということになっていたが、今後は日割り計算に改めるという調査検討結果になっているので条例の改正が必要。新旧対照表で説明するが、右が改正前、左が改正後。条例第2条第4項の部分で、職務異動による場合の報酬額についてを規定しており、前段の部分では報酬が増額になるときは日割りで計算した額ということになっているが、後段の部分の「その額が減少することになるときは、従前月額による」ということで、増額の場合が日割りで、減額の場合は1月分そのまま前役職の報酬額を支給するという規定になっていた。それを左の改正後は、増額の場合とほぼ同じように、「その事由が生じた日から当該減少差額を日割をもって計算した額と、従前の月額との差引額とする」ということで、減額の場合にもそれぞれ日割りをもって計算した額で支給するという内容に改めるというもの。

委員長：条例改正を行わなければならないことについて議会に提出するという事でしょうか。下線の部分に訂正をして提案するという事なので理解をお願いします。

北村委員：職務の異動という意味合いの中に、例えば現職で死亡した議員がいた場合にはそれも日割り計算にするという意味になるか。

佐藤局長：職務の異動で一番多いのは、うちは2年で委員会構成替えがある。その時に委員長から委員になる場合に報酬額が当然変わってくる。現実としてはこのパターンが一番多い。その場合にそれぞれ委員長だった時には委員長の日数で日割り、委員になった場合には委員になった日数での日割りを支給するという改正。死亡の場合は職務異動ではないので、新旧対照表では省略しているが、

死亡の場合には一月分そのまま支給するという規定になっている。死亡とは関係ない。

委員長：そのようにしたいと思うのでよろしく願います。一部条例改正は今事務局から説明があったので、期末手当の関係に移る。期末手当の支給月数は、人事院勧告に準じた支給月数に改めることになっていたが、平成30年の人事院勧告において、4.40から4.45に引き上げの勧告があり、本議会の支給月数と同じになったということで、条例改正をする必要はないということで理解をいただきたい。

(よいという声あり)

(4) タブレットの導入について

委員長：次にタブレットの導入であるが、高橋委員から提案された。これまでの経過であるが、議場へタブレットを持ち込むことは平成27年2月の議会運営委員会の協議で、「タブレットの個人使用はよい、通信は使わないでの持ち込みは認める。議案データ等の提供については執行側と協議をする」との結論になり、そのことを平成27年3月の全員協議会で全議員に報告をしている。その後、議案データについては事務局でホームページに掲載するようにしているので理解をお願いします。この高橋委員から提起されたことについては、議会活性化特別委員会での調査・検討項目の中には含まれておらず、特別委員会の活動も終了段階に来ていることから、今回協議をして導入することになっても多く予算も要することでもあり相当難渋することが予想されるので、今回は手をつけずに改選後の議会に検討を引き継いではどうか。

高橋委員：全然大きな予算もかからない話だが、次回の議員に任せるのもいい。実際、6年前私が議員になってからすぐの時に出ている話だが全くもって進んでいない。そうであれば次の議員たちも進められるかどうか分からない。だけど、間違いなく無駄がなくなるのだから申し送るぐらいはしてもいいのではないか。

委員長：皆さんも知っているとおおり、町の事務を含めて今ロボットが仕事をし、人口知能があちらこちらで相当努力をしている時代であるから、これは当然のことながら相当進む事案だろうと思う。改選後の議会に検討を引き継いでもどうなのか危惧している部分もあるので、扱いについて特別委員会として何がしかの検討をしっかりとする方向で何かいい案があるか。次期に委ねることにしてもちょっと重たさを出すと考えるがいかがか。

北村委員：確認したいが、現状でいくと無線環境を持ったタブレットの持ち込みは禁止だから今は使えないのか。タブレットというとはやはりWi-Fiか電話回線につながるようになっているものばかり。そうするとWi-Fi環境のものは持ち込めないという状況か。

委員長：議員控室にあるノートパソコンは使える。タブレットを議場に持ち込んでも使えないのか。

佐藤局長：現状では議場にタブレットを持ち込んでもいいが、通信は使わないと以前の協議でなっている。

加来議長：会議中に議事と関係ないことを開いて見たりとかそういうことを禁止するために通信をしてはいけないと規定しているだけ。

佐藤局長：一番通信で問題になるのは、議場でワイヤレスのマイクを使っている。その通信で、今外からの電波で雑音が入ったりすることもあるので、そこが一番危惧しているところ。あくまで本会議場での話。議場では通信を使わないでタブレットの持ち込みは認めるというのが今までの流れ。

委員長：それなら持ち込む価値がない。

北村委員：インターネットにつなぐようなことが本会議での審議中であってはならないということは理解するが、審議を邪魔するようなものはタブレットの中にも一杯ある。例えばゲームが入っているとかなって来ると、実際に審議に必要なデータが自分のタブレットに入っているも見られないという状況になってしまう。それがどうなのかという時点まで来ているのではないか。もう少し言うと、次の議会に送るというのも一つの方法かもしれないが、議会運営委員会なりに諮ってその対処をどうするか考えてもらってもいいのではないか。

加来議長：これまでは自分でスマートフォンでも使えるという状況の中での話だった。結局それぞれの個人の判断に任せるのが本来だけれども、そこだけは一応そう決めた。その時の話は、執行側の予算書の中に入れて開いて見るという範囲のことをやっていたが、今これから高橋委員が導入したほうがいいと言っているのは、我々が7年前に話した時とはもっと違う使い方になってくるので、それは今ここで協議するより、今度の人たちに条件をつけないで経費削減等がこれからの議会に必要なであればタブレット導入について協議してもらおう。変に条件をつけないほうがいいのではないか。

高橋委員：議長の言うとおりで、運用方法についてインターネットにつないではいけないなどそのようなことはどうでもいい。今申し送りたいのは、皆議員になって感じたと思うが、定例会の時は毎回同じ中身のものが毎日配られる。捨てるのも大変だし、黙って捨ててはいけないものもあったり、そういうのは印刷費や紙の無駄だったりすることがある。紙代や印刷代がいくらかかっているのかはよく分からないが、その煩わしさ等々を除くのに議員全員にタブレットを配って1台事務局に置くぐらいの感じでやっても200万円ぐらいのものだろう。ランニングコストも、インターネットを見るための業者につなぐ必要もないし、一つサーバー的なハードディスクを用意してそれに無線LANの機械を一つ用意して、議場内だけで通信ができる。議会の途中で資料がほしいと言ったら、その資料をハードディスクに入れば全員がそれを見に行ける。そのように紙を使わずにまたそれを保存しておくこともできて整理しやすかったり、そういうことに関して経費節減につながると思う。その辺について、次回の議員が導入に向けて検討してほしいという申し送りをするべきではないか。

委員長：芽室町議会は今高橋委員が言っていることをやっているのか。

佐藤局長：芽室町は完全に自宅で議案や資料を全て見られるようなかたちになっている。そうなると一台一台に通信費がかかるので、もう少し予算はかかる。議会内だけでなく、連絡も全部タブレットに行くようになっているし、議案や資料も全て自宅で全部見られるようになっているので通信費がかかってくる。

委員長：芽室町議会は全員がしっかりと使いこなして活用しているのか。

佐藤局長：最初に聞いた時は、やはりまだ全てデータではなくて、議案は紙でも出しているという話をしていたが現状は分からない。最初はタブレットを使えないという人もいるかもしれないので紙ベースと両方でスタートしていたが、最近は聞いていないので分からない。

委員長：どちらにしても特別委員会で以前からそういう意見があるので、次期の議会にしっかりと伝わるように、前向きに取り組んでもらえるように申し送りをすることで整理をしたいがよいか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。以上が今日の議事全項目だが、11月30日に全員協議会が設定されており、これまでの調査・検討結果を報告するという事になっている。したがって、もう一度、委員会を開催して、委員会の最終報告を協議して特別委員会を終了したいと考えている。日程については、定例会の前段でもう一度整理して報告するという手はずを取るのでは都合のいい日程を決めてほしい。

佐藤局長：11月30日に全員協議会があるので、時間がかからないのであればその後でもできるのではないか。

委員長：今事務局から11月30日の全員協議会の後という話があったがよいか。

(よいという声あり)

委員長：全員協議会では、今まで相談して決めたことを報告するので、そんなに長時間はかからないと理解をしているのでよろしく願います。今回は、全員協議会終了後に委員会を開催する。以上で今日の委員会を閉じる。

【終了 11:45】